

月報私学

2020

1

VOL.265



平成28年熊本地震に見舞われた園舎は、北側から南側へ地割れで亀裂が走り全壊となりました。被害に遭った園児の心を明るくするために建て替えるコンセプトは、日ざしがどこからでも入り、木のぬくもりのある園舎でした。令和元年7月19日に竣工式を迎え、園舎と外部との出入りにストレスのない環境となり、園児にとり心地よい育成の場となりました。

写真提供：学校法人 玉虫学園（熊本県上益城郡）

CONTENTS

● 年頭所感.....	2
● 令和元(2019)年度 私学スタッフセミナーの報告	3
● 平成31(2019)年度 私立高等学校入学志願動向	4
● 事業団資金で明日を拓く	6
● 災害にあったとき／令和元年 共済業務の年間報告	7
● 経過的職域加算給付及び軽減保険料率の見通しに関する令和元年再計算結果(概要)	8
● 平成30年度 特定健康診査等の実施結果及び結果データ提出のお願い／ スチュワードシップ活動報告を公表します	10
● 令和元年分の確定申告に使用できる「医療費のお知らせ」を送付します／ 私学共済ホームページがスマートフォンに対応しました	11
● 令和元年度 第2回私学共済事務担当者連絡会／海外出産にかかる出産費及び家族出産費を 請求する場合の添付書類の追加／退職時の手続きは令和元年12月号に掲載しています	12
● これからは手放せない! マイナンバーカード	13
● INFORMATION	14
● 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内	16

年頭所感



謹んで新年のお慶びを申し上げます。
新しい年を迎え、本年も私学関係者の皆様の御健康と御多幸を心よりお祈り申し上げます。

昨年は、豪雨や台風など自然災害により各地に甚大な被害がもたらされました。被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。日本私立学校振興・共済事業団は、このようなときにこそ皆様のお役に立つ存在でありたいと願っています。被災された皆様の支援にできる限り取り組んでまいる所存です。

令和の時代を迎え日本も大きく変化しつつあります。昨年9月に政府は全世代型社会保障の実現に向けて検討会議を発足させました。10月1日から10%に引き上げられた消費税を財源として、保育・幼児教育の無償化が始まり、本年からは大学等の修学支援も開始されます。高齢化や第4次産業革命などの進む構造変化の時代に、人材の育成こそ日本の将来の鍵を握るという認識に基づくものです。

本事業団においても、**助成業務**としての①補助事業において、私立大学等の運営に必要な経常費補助金を確保し、教育研究の質の向上、地域への貢献及び研究力の強化等に取り組む私立大学等に対する支援を強化していきます。

②貸付事業では、私立学校施設の耐震化を促進するため、国の利子助成制度を活用して、校舎・園舎の建替事業や耐震補強工事などに対する融資を進めています。

年頭にあたりあらためて建学理念を思う

日本私立学校振興・共済事業団

理事長 清家 篤

③経営支援・情報提供事業では、学校法人の経営力の強化や教育条件の改善を図る取り組みへの支援として、現状分析や経営課題の把握、経営改革等に対する助言等を行う経営相談を実施しています。

また、私立学校の特色や具体的に実践している優れた教育改革等に関する取り組みの情報を迅速かつ的確に収集蓄積し、大学ポータル（私学版）をはじめホームページ、刊行物等で提供しています。

④寄付金事業では、若手・女性研究者奨励金を創設し、未来を担う若手・女性研究者の育成を図っています。また、寄付促進を図るために「私立学校寄付金ポータルサイト」では、学校法人がどのような寄付金募集をしているのか分かるよう、情報を提供しています。

さらに、新たな事業として、修学機会の確保に向けた支援に取り組めます。

共済業務における、①短期給付事業では、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が昨年5月22日に公布されました。この法律の改正内容のうち、被扶養者及び国民年金第3号被保険者の要件の見直しが行われ、本年4月1日から被扶養者の認定要件に、原則として、国内居住要件が追加されます。

②年金等給付事業では、平成31年4月以降の厚生年金給付、共済年金給付の年金額が前年度から0・1%の引き上げとなりました。また、平成元年10月からの退職等年金給付の基準利率については、平成29年10月から適用されていた0・06%に据え置きとしました。

なお、年金現価率は死亡率の見直しがあったことから、終身年金現価率について変更しました。

③福祉事業では、加入者の利便性を高めるため、加入者貸付制度を見直し、貸付利率の下限等にかかる貸付規則の改正を行い、昨年11月から実施しています。その他、マイナンバー制度にかかる情報連携については、年金等給付事業における照会事務は昨年4月から、また、提供事務については6月から開始しています。

大きな変化の時代に、社会の持続可能性は、その中にどれほど多様性を包摂（ほうせつ）できるかに依存します。その意味で、私立学校それぞれ固有の建学理念に従った、自主独立の教育・研究が、社会に知的多様性をもたらすことの意義はますます大きなものとなっています。

本事業団の助成、共済事業は、そうした私立学校の自主独立を守り、発展させること、教職員一人一人の自由で尊厳ある生活を守ることを目的としています。そのためには本事業団も自主独立でなければなりません。本事業団がその運営に要する財源を、学校法人への資金貸付の利子収入と、加入者等からの掛金等のみに求めているのもそのためです。そのように私立学校、私立学校教職員に支えていたながら、本年も私立学校の振興と、私立学校教職員の福利厚生向上のために、私ども役職員一同努力してまいります。皆様におかれましては、本年も、日本私立学校振興・共済事業団の業務に御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和元(2019)年度 私学スタッフセミナーの報告

私学事業団では、将来、学校経営を担う若手職員を対象に、学校法人経営や高等教育政策の諸課題についての広範な知識及び柔軟な思考力を習得し、大学改革に向けた意識を高めることを目的として、今年度も「私学スタッフセミナー」を開催しました。

定員の約2倍の応募があり、仙台会場、広島会場合わせて47法人47名にご参加いただきました。

このセミナーの特長は次のとおりです。

- ① 4人1組のグループワークが中心
- ② グループ発表を行う
- ③ 同世代の職員と語り合える
- ④ 基礎的な知識（高等教育行政、学校法人会計、財務分析等）を短期間に習得できる
- ⑤ 講師と率直な意見交換ができる

今回のグループワークは、「学校法人の中長期経営計画の作成」をテーマに、学校法人の現状分析、中長期経営計画の作成、論理的に説明する力など、実践力を養うことを目的に実施しました。提示された情報を基に、学校法人の経営者側の視点に立って経営・財務・教学等の幅広い知識を活用した多角的考察を行い、根拠に基づいた中長期経営計画を作成しました。最終日の

グループ発表では、作成した中長期経営計画を理事会で報告することを想定して、プレゼンテーションしました。計画の作成に当たっては、一職員の業務の視点だけにとらわれず、大学が永続的に教育を続けられるよう広い視野で経営方針を立てること、他のグループの発表は経営者意識を持ちながら聞くこと等を意識して取り組みました。セミナー終了後のアンケートでは、多くの参加者から「職員の役割と重要性を再認識できた」、「大学改革に向け、さらに努力していきたい」等の意見をいただきました。



グループ発表（仙台会場）

◆私学スタッフセミナー（2泊3日合宿形式）

開催場所・日時：①【仙台ガーデンパレス】 令和元年9月18日～20日
②【広島ガーデンパレス】 令和元年10月30日～11月1日

対象：32歳以下かつ入職3年日以降の大学及び短期大学職員

参加：仙台会場24名 広島会場23名

○1日目

時間	研修内容等
13:00～	開会・オリエンテーション
14:20～	講演①「私立大学等の現状について」 私学経営情報センター職員
15:00～	講演②「学校法人会計基準」 私学経営情報センター職員
16:40～	講演③「財務分析と経営計画」 私学経営情報センター職員
18:00～	懇親会（19:30終了）

○2日目

時間	研修内容等
9:10～	講演④「大学職員の役割について」 [仙台] 山崎その氏（京都外国語大学 コミュニティ・エンゲージメントセンター 副センター長） [広島] 松井寿貴氏（学校法人石田学園 常務理事）
10:45～	講演⑤「学校法人を取り巻く状況と私学行政について」 [仙台] 赤岩寛之氏（文部科学省高等教育局 私学部参事官付私学経営 専門官） [広島] 山本 学氏（文部科学省高等教育局 私学部参事官付学校法人 調査官）
13:00～	グループワークⅠ・Ⅱ・Ⅲ（20:00終了）

○3日目

時間	研修内容等
9:00～	グループ発表
11:15～	総括・振り返りディスカッション等
11:35～	修了証書授与・表彰・閉会（12:30終了）

※講師肩書は講演時

以下、アンケートの回答の一部をご紹介します。

- ・経営状況や経営計画を知ることの重要性を学びました。
- ・私学の現状や課題等について学ぶことができ、大学職員としての視野や幅が広がりました。
- ・さまざまな意見や自分の知らなかった考え方を知る貴重な機会となりました。
- ・同年代の職員と話し合えることの有り難さや、グループの中で意見をまとめていくことの難しさを感じました。

本セミナーが参加者にとって有意義であり、職員の役割について考える機会となったことが伝わってきます。本事業団では、来年度も引き続き職員の能力開発に貢献してまいりたいと考えています。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター 私学情報室
☎03(3230)7849・7850
Eメール center@shingaku.go.jp

平成31(2019)年度 私立高等学校入学志願動向

私学事業団では、平成31年度学校法人基礎調査から、私立高等学校の入学志願動向の速報値を集計しました。

ここでは、平成30年度と平成31年度の志願倍率（志願者／入学定員）や入学定員充足率（入学者／入学定員）等の状況を比較するとともに、男女校種別の動向、規模別の動向及び最近10年の入学定員充足状況についてまとめました。

なお、通信制課程と生徒募集を停止した高等学校は除いています。

私立高等学校の概況（表1）

平成31年度の集計学校数は1291校で、前年度より4校増加しました。集計された入学定員は約40万7500人で、前年度より約1000人減少しています。

また、志願者数が約2万4000人、受験者数が約2万4900人、入学者数は約38000人、それぞれ前年度より減少しました。この結果、入学定員充足率は83・41%で、前年度に比べて0・91ポイント下降しました。

参考までに、平成31年度の15歳人口（中学校・義務教育学校卒業者と中等教育学校前期課程修了者の合計）〈学校基本調査―令和元年度（速報）…文部

表1 私立高等学校の概況

区 分	30年度	31年度	増 減
集計学校数(校)	1,287	1,291	4
入学定員(人)	407,605	407,481	△ 124 (△0.0%)
志 願 者(人)	1,135,656	1,111,663	△ 23,993 (△2.1%)
受 験 者(人)	1,113,844	1,088,993	△ 24,851 (△2.2%)
合 格 者(人)	1,027,310	1,003,055	△ 24,255 (△2.4%)
入 学 者(人)	343,693	339,890	△ 3,803 (△1.1%)
志願倍率(倍)	2.79	2.73	△0.06ポイント
合 格 率(%)	92.23	92.11	△0.12ポイント
歩 留 率(%)	33.46	33.89	0.43ポイント
入学定員充足率(%)	84.32	83.41	△0.91ポイント

(注) 志願倍率(志願者÷入学定員)、合格率(合格者÷受験者)
歩留率(入学者÷合格者)、入学定員充足率(入学者÷入学定員)

科学省より)は、前年度と比べると約2万人減少し、約112万人となっています。

男女校種別の動向（表2）

平成31年度において志願倍率が最も高いのは共学校で、以下男子校、女子校となっています。合格率は女子校、共学校、男子校の順、入学定員充足率は共学校、男子校、女子校の順となっており、この順序は平成22年度以降変わっていません。また、歩留率は平成26年度に男子校と女子校が逆転して、男子

表2 男女校種別の動向

男女校種別	年 度	集 計 学校数	入学定員 A	志願者数 B	受験者数 C	合格者数 D	入学者数 E	推薦者数 F	志願倍率 B/A	受験率 C/B	合格率 D/C	歩留率 E/D	推薦 割合 F/E	入学定員 充足率 E/A
男子校	22年度	110	38,215	74,642	72,902	61,392	30,898	9,751	1.95	97.67	84.21	50.33	31.56	80.85
	23年度	113	38,582	76,210	73,582	62,635	32,125	11,338	1.98	96.55	85.12	51.29	35.29	83.26
	24年度	107	36,255	71,106	68,315	57,656	29,173	10,682	1.96	96.07	84.40	50.60	36.62	80.47
	25年度	106	36,127	68,180	66,214	56,372	29,261	10,742	1.89	97.12	85.14	51.91	36.71	80.99
	26年度	100	33,871	64,159	62,490	53,075	28,471	9,709	1.89	97.40	84.93	53.64	34.10	84.06
	27年度	94	31,894	58,595	56,998	48,222	26,291	9,772	1.84	97.27	84.60	54.52	37.17	82.43
	28年度	92	30,704	56,920	55,491	46,832	26,006	9,394	1.85	97.49	84.40	55.53	36.12	84.70
	29年度	88	29,502	54,084	52,741	45,005	25,171	8,876	1.83	97.52	85.33	55.93	35.26	85.32
	30年度	87	28,997	51,512	50,155	41,992	23,606	8,542	1.78	97.37	83.72	56.22	36.19	81.41
	31年度	87	29,078	51,449	49,997	42,382	24,218	9,650	1.77	97.18	84.77	57.14	39.85	83.29
	22年度	285	78,135	110,948	109,165	103,577	53,990	22,381	1.42	98.39	94.88	52.13	41.45	69.10
女子校	23年度	283	77,061	104,906	103,744	98,726	52,311	22,349	1.36	98.89	95.16	52.99	42.72	67.88
	24年度	279	76,039	104,663	103,312	97,623	52,083	21,198	1.38	98.71	94.49	53.35	40.70	68.50
	25年度	274	74,227	100,260	99,138	93,876	50,235	19,713	1.35	98.88	94.69	53.51	39.24	67.68
	26年度	273	73,536	101,783	100,254	93,897	50,178	20,810	1.38	98.50	93.66	53.44	41.47	68.24
	27年度	270	72,662	95,395	93,807	90,147	47,803	21,038	1.31	98.34	96.10	53.03	44.01	65.79
	28年度	267	71,361	94,381	92,798	89,486	46,848	19,279	1.32	98.32	96.43	52.35	41.15	65.65
	29年度	262	70,080	90,910	87,565	84,251	45,459	19,037	1.30	96.32	96.22	53.96	41.88	64.87
	30年度	260	68,299	84,390	83,178	80,316	43,458	20,663	1.24	98.56	96.56	54.11	47.55	63.63
	31年度	255	65,999	80,231	78,998	76,050	42,484	21,526	1.22	98.46	96.27	55.86	50.67	64.37
	22年度	869	292,276	965,029	946,282	863,170	253,025	88,699	3.30	98.06	91.22	29.31	35.06	86.57
	23年度	885	294,451	952,961	931,290	857,107	252,175	88,384	3.24	97.73	92.03	29.42	35.05	85.64
共学校	24年度	888	296,695	974,562	953,823	878,863	262,110	89,325	3.28	97.87	92.14	29.82	34.08	88.34
	25年度	899	299,256	989,596	970,681	894,949	265,230	89,430	3.31	98.09	92.20	29.64	33.72	88.63
	26年度	911	303,097	1,005,080	986,500	905,509	269,814	95,881	3.32	98.15	91.79	29.80	35.54	89.02
	27年度	921	305,505	1,005,465	986,166	906,241	271,232	98,845	3.29	98.08	91.90	29.93	36.44	88.78
	28年度	930	309,245	1,018,484	999,315	914,791	277,121	100,592	3.29	98.12	91.54	30.29	36.30	89.61
	29年度	933	309,566	1,010,749	991,825	911,484	275,652	100,391	3.27	98.13	91.90	30.24	36.42	89.04
	30年度	940	310,309	999,754	980,511	905,002	276,629	103,425	3.22	98.08	92.30	30.57	37.39	89.15
	31年度	949	312,404	979,983	959,998	884,623	273,188	107,961	3.14	97.96	92.15	30.88	39.52	87.45

校、女子校、共学校の順となりましたが、今年度もそのまの順序となっています。集計学校数を平成22年度と比較する

と、男子校が23校、女子校が30校減少したのに対し、共学校は80校増加しています。

表3 規模別の動向

入学定員区分	年度	集計 学校数	入学定員 A	志願者 B	受験者 C	合格者 D	入学者 E	志願倍率 B/A	合格率 D/C	歩留率 E/D	入学定員 充足率 E/A
100人未満	30	58	3,694	5,856	5,755	5,035	2,763	1.59	87.49	54.88	74.80
	31	60	3,844	5,623	5,532	5,045	2,785	1.46	91.20	55.20	72.45
100人以上 200人未満	30	219	32,743	58,358	57,430	53,910	26,443	1.78	93.87	49.05	80.76
	31	229	34,401	63,786	62,626	58,903	27,982	1.85	94.06	47.51	81.34
200人以上 300人未満	30	375	90,744	234,152	230,031	212,934	77,193	2.58	92.57	36.25	85.07
	31	368	89,223	229,541	225,427	209,115	76,193	2.57	92.76	36.44	85.40
300人以上 400人未満	30	276	93,218	267,553	262,211	240,510	82,909	2.87	91.72	34.47	88.94
	31	277	93,276	263,528	257,265	235,566	82,292	2.83	91.57	34.93	88.22
400人以上 500人未満	30	189	81,941	247,762	243,264	222,629	69,302	3.02	91.52	31.13	84.58
	31	187	81,124	235,031	230,539	209,550	68,294	2.90	90.90	32.59	84.18
500人以上 600人未満	30	93	49,868	147,810	144,628	136,547	39,826	2.96	94.41	29.17	79.86
	31	89	47,596	135,649	132,731	124,733	37,103	2.85	93.97	29.75	77.95
600人以上 800人未満	30	63	41,347	123,215	120,544	110,864	33,764	2.98	91.97	30.46	81.66
	31	67	43,817	131,371	128,616	118,423	34,715	3.00	92.07	29.31	79.23
800人以上 1,000人未満	30	11	9,390	31,609	31,276	27,538	7,588	3.37	88.05	27.55	80.81
	31	11	9,540	30,162	29,827	26,177	7,137	3.16	87.76	27.26	74.81
1,000人以上	30	3	4,660	19,341	18,705	17,343	3,905	4.15	92.72	22.52	83.80
	31	3	4,660	16,972	16,430	15,543	3,389	3.64	94.60	21.80	72.73
合 計	30	1,287	407,605	1,135,656	1,113,844	1,027,310	343,693	2.79	92.23	33.46	84.32
	31	1,291	407,481	1,111,663	1,088,993	1,003,055	339,890	2.73	92.11	33.89	83.41

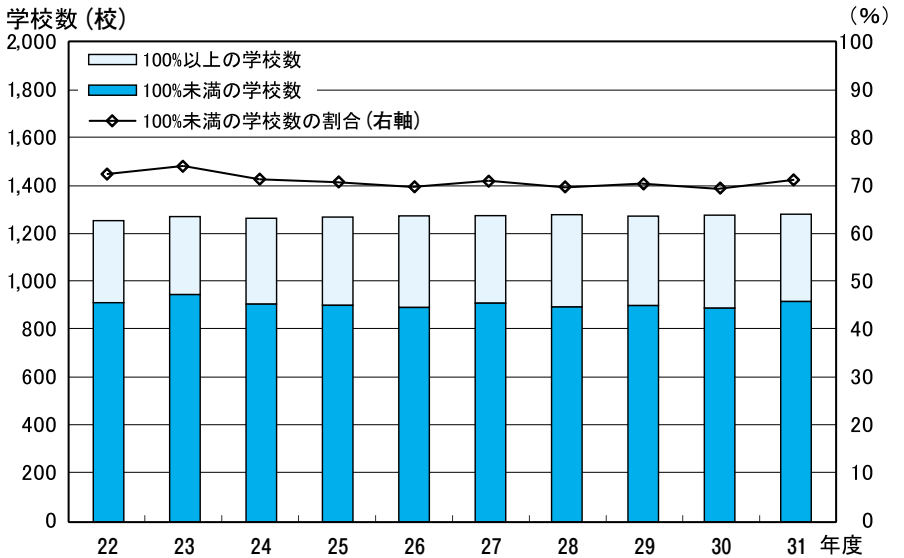
(注) 全国の私立高等学校を、各学校の入学定員数により区分した。

規模別の動向(表3)

規模別において志願倍率が最も高いのは、入学定員が1000人以上の学校で、以下、800人以上1000人未満、600人以上800人未満となつていきます。一方、入学定員充足率

が最も高いのは、300人以上400人未満の学校で、以下、200人以上300人未満、400人以上500人未満の学校となつていきます。志願倍率の高い入学定員の区分と、入学定員充足率の高い入学定員の区分とは、必ずしも一致していません。

図 最近10年の入学定員充足状況



年 度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
100%以上の学校数(校)	344	327	360	370	384	367	387	375	390	366
100%未満の学校数(校)	920	954	914	909	900	918	902	908	897	925
100%未満の割合(%)	72.8	74.5	71.7	71.1	70.1	71.4	70.0	70.8	69.7	71.6
合 計	1,264	1,281	1,274	1,279	1,284	1,285	1,289	1,283	1,287	1,291

最近10年の入学定員充足状況(図)

平成22年度の入学定員充足率が100%未満の学校は920校で、全体の72・8%の割合でした。平成31年度は925校で、全体の71・6%の割合となつていきます。15歳人口が減少している中でも、ここ数年は入学定員充足率100%未満の学校数の割合に大きな増減はありません。

問い合わせ先(私学振興事業本部)
私学経営情報センター 私学情報室
☎03(32330)7852~7854
Eメール center@shingaku.go.jp

事業団資金で明日を拓く

※事業団融資をご利用いただいた学校紹介※

学校法人 木内学園

対象校 認定こども園はのうら幼稚園

所在地 徳島県 阿南市

対象事業 園舎耐火鉄骨新築

応対者 理事長 木内 啓嗣氏

木内学園は、昭和54年に「はのうら幼稚園」として開園しました。創立40周年の節目を迎えた一昨年の平成30年に、園舎建て替えと同時に幼稚園型の認定こども園に移行しました。

今回は、事業団融資の対象となった新園舎について、同学園の木内理事長にお話を伺いました。

——新園舎建設に当たってのコンセプトを教えてください。

建設に当たり、旧園舎の教室と新園舎の教室をつなげて、あたかも一つの園舎のような造りにし、その中で子どもが自由に動き回ることができて、園舎自体を遊び場のようにしました。動線がたくさんあって、子どもがどの教室に向かうとしても幾通りもの道があり、いつも同じ道を通るのではなく、普段の遊びの中で好きな道を通ることができま。災害時の避難経路としても確保できていると思います。

——新園舎に教育理念をどのように反映させていますか。

当園の初代理事長が私の父で、教育理念は「一人ひとりの豊かな創造性を育てる」ことを掲げ、何かを感じる創造性を大切にしたいと、最初の園舎は木にこだわって建設しました。創設20周年の時には、子どもの椅子と机を分厚くてごつごつした無垢材を使って作りました。父は、「子どもはおそらく何も感じないだろうけれど、この椅子に座っていたときの感覚が、大きくなっても残っていてくれたらうれしい」と言っていました。私はそれが感性であり、また豊かな創造性にもつながると思っています。同じものでもただ使えればよいのではなく、デザインや機能美、手触りにとほんものにこだわりました。新園舎では、エントランスに花梨^{かりん}の木を使用しています。花梨は固い木なのであまり園舎の床材として使われませんが、壁のクロス^{クロス}の白い色とのコントラストが映えるように花梨の赤い色にしました。少し違う色味や開放的な空間を子どもに感じて欲しかったので、他の幼稚園にはない冒険的なものがこの園舎にはあると思います。

——新園舎の特色は、どんなところですか。

エントランスには大階段に、ひな壇とすべり台を作りました。普通、階段は上り下りする場所ですが、子どもはどこでも遊びたいので、階段に遊べる空間を作りたいと思いました。ひな壇は、階段2段分を1段にして、その高さは50センチと大人でも高く感じますが、その代わり1段の幅が広いので座って遊ぶことができます。また、すべり台の適切な使い方は上から滑るのですが、子どもには「上から滑る子がいなかったら下から登ってもいいよ。ただ、上から滑る子が優先だから、そのときにはどうしたらいいか考えてね」と、一般的な環境だけでなく、適当で多様な環境を設定し、身近な遊びを通して、自分で考え、判断することでの心身の育成を図られればと考えています。



エントランスにある大階段、ひな壇、すべり台

また、建物の周りをフェンスとして、有孔折板^{ゆうこうせつばん}で囲いました。中からは外の様子が比較的よく見えますが、外から中の様子はあまりよく見え、なんとなく目隠しになっている感じが気に入っています。保護者からはその外観から、「美術館みたいですね」と喜ばれています。



フェンスに有孔折板を使用した新園舎の外観

——事業団の融資をご利用いただきましたが、理由をお聞かせください。

新園舎建設に当たり近隣の土地を購入するために融資を受けましたが、低金利で固定金利ということでしたので、新園舎の建設時にも利用しました。

取材後記

子どもの豊かな感性と創造性を育む工夫に富んだ園舎でした。ご多用の中でのご対応に深く感謝申し上げます。

【取材 企画室】

災害にあったとき

加入者等に対する災害見舞金等

業務部 短期給付課

加入者（任意継続加入者を含みます）やその被扶養者が、水震火災、その他の非常災害により、住居や家財に5分の1以上の損害を受けたときは、災害見舞金や災害見舞金付加金を請求できます。

災害見舞金

住居又は家財が3分の1以上焼失又は滅失したとき

↓損害の程度に応じ標準報酬月額
の0・5～3か月分の金額

災害見舞金付加金

①災害見舞金が支給されるとき

↓災害見舞金の額の60％に相当する金額

②住居又は家財が5分の1以上3分の1未満の損害を受けたとき

↓標準報酬月額の0・5か月分の金額

●請求に必要な書類

①「災害見舞金等請求書」

②市区町村長、消防署長又は警察署長の証明書（請求書の中に証明欄があります）又は「り災証明書」（損害の程度が明記されたもの）

請求に当たっては、被害の状況を確認のうえ、業務部短期給付課まで問い合わせてください。請求書等を送付します。

加入者に対する災害貸付

福祉部 貸付課

加入者（任意継続加入者を除きます）が水震火災、その他の非常災害を受けたために、資金を必要とするときに災害貸付を利用することができます。

●申し込み資格

加入者期間が引き続き1年以上の人

●貸付額

標準報酬月額6か月分相当額の範囲内（限度額200万円）

●貸付利率

年1・00％（令和2年1月現在）

●申し込み手続き

「貸付申込書」[DL](#) 及び「借用証書」[DL](#)に公的機関が発行する「災害証明書」（り災証明書、被災証明書）を添付してください。なお、申込書には学校法人等の証明印が必要です。

●申込受付期間

災害発生日から6か月以内

●激甚災害に関するお知らせ

激甚災害にかかる特例災害貸付の申し込みは、災害発生日から1年以内となっています。また、特例住宅貸付は、災害発生日から3年以内となっています。詳しくは、福祉部貸付課まで問い合わせてください。

●申し込み資格

加入者期間が引き続き1年以上の人

標準報酬月額6か月分相当額の範囲内（限度額200万円）

貸付利率 年1・00％（令和2年1月現在）

申し込み手続き 「貸付申込書」[DL](#) 及び「借用証書」[DL](#)に公的機関が発行する「災害証明書」（り災証明書、被災証明書）を添付してください。なお、申込書には学校法人等の証明印が必要です。

申し込み期間 災害発生日から6か月以内

令和元年 共済業務の年間報告

（ ）は実施時期

資格関係

・電子媒体により報告できる書類の追加（5月）

・標準報酬月額の算定にかかる報酬の報告内容の点検結果報告を実施（10月）

掛金関係

・短期給付分掛金率を8・569％に改定（4月）

・短期給付分掛金率のうち「特定保険料率に相当する掛金率」を3・38％に改定（4月）

・介護分掛金率を1・592％に改定（4月）

・退職等年金給付掛金率を1・50％に据え置き（4月）

短期給付（医療）関係

・確定申告に使用できる「医療費のお知らせ」の送付（2月）

・子ども・子育て拠出金率を0・34％に改定（4月）

・加入者保険料率（軽減保険料率）を14・973％に改定（9月）

年金等給付関係

・厚生年金給付、共済年金給付の年金

額は前年度から0・1％の引き上げ（4月）

・在職中の老齢厚生（退職共済）年金の支給停止調整変更額等を47万円に改定（4月）

・マイナンバー制度における情報連携の試行運用の開始（6月）、本格運用の開始（10月）

・社会保障協定の発効 スロバキア（7月）、中国（9月）

・退職等年金給付の基準利率を0・06％に据え置き、終身年金現価率を改定（10月）

福祉事業関係

・人間ドック利用費用補助を2年度に1回の補助に見直し（4月）

・加入者貸付制度にかかる貸付規則の改正（11月）

災害関係

・福島原発事故により被災した加入者等にかかる一部負担金等免除の延長（3月）

・令和元年台風19号により被害を受けた加入者等にかかる災害見舞金等の現地受付（12月）

私学共済ホームページ関係

・加入者向けアンケートを実施（5月）

・契約施設等検索機能の利用開始（7月）

・スマートフォン対応を実施（12月）

経過的職域加算給付及び軽減保険料率の見通しに関する令和元年再計算結果（概要）

企画室

公的年金の財政検証及び再計算は、少なくとも5年ごとに実施する年金財政の健康診断です。

再計算の要旨

令和元年は、公的年金の財政検証の時期に当たります。これに合わせて私学共済についても、日本私立学校振興・共済事業団共済規程に基づき、厚生年金保険における財政検証の経済前提等を踏まえた経過的職域加算給付（※1）及び軽減保険料率（※2）の見通しに関する再計算を行いました。

※1 経過的職域加算給付

平成27年10月の被用者年金制度一元化に伴い、共済年金の職域加算額は廃止されましたが、一元化後に年金を決定した場合、一元化前の期間（平成27年9月までの加入者期間）については、経過措置として職域加算相当額（共済年金）が支給されます。

ここでは、この職域加算相当額と、一元化前にすでに決定した共済年金の職域加算額等を合わせて「経過的職域加算給付」と総称しています。

※2 軽減保険料率

私学共済においては、被用者年金制

度一元化に伴う積立金の仕分け後、なお私学共済に残る積立金（経過的長期給付積立金のことをいいます）を活用して、法律で定められた期間及び軽減幅の範囲内で、私学共済の加入者にかかる厚生年金保険の保険料率の軽減を行うことができることとされています。

「軽減保険料率」とは、この軽減後の厚生年金保険の保険料率のことを意味し、具体的な率は共済規程で定められます。

●再計算を行う理由

経過的職域加算給付は、経過的長期給付積立金を主な財源として将来にわたって確実に支給していく必要があります。

一方、軽減保険料率は、保険料負担軽減額（※3）の現在額（※4）を経過的長期給付積立金で賄うことを前提として設定します。

このため、保険料負担軽減額については、経過的長期給付積立金から経過の職域加算給付にかかる実支出額（当

該給付に要する費用〔支出〕と当該給付にかかる国庫補助〔収入〕との差額）の現在額を差し引いた額の範囲に収まっている必要があります。

このような経過的職域加算給付及び経過的長期給付積立金と、軽減保険料率の関係を踏まえ、これらの将来見通しを定期的（少なくとも5年ごと）に確認（計算）し、具体的な軽減保険料率を設定していくことになります。

※3 保険料負担軽減額

私学共済加入者にかかる本来の厚生年金保険料率を適用した場合に計算される収入額と、軽減保険料率を適用した場合に計算される収入額との差額

※4 現在額

年度ごとに運用利回りで現在額（平成30年度末時点）に換算した値

経済前提

再計算を行うためには、次のような経済前提が必要となります。

- ・物価上昇率
- ・賃金上昇率
- ・運用利回り

今回の再計算では、厚生労働省が公表した令和元年財政検証における経済前提ケースⅠ～Ⅴを前提に計算していますが、本誌ではそのうちケースⅠ、Ⅲ、Ⅴを表示しています。

加入者数の見通し

軽減保険料率を設定するに当たっては、将来の加入者数を見込む必要があります。

将来の加入者数については、現在、大学・幼稚園をはじめ増加傾向にある学校種別において、加入者数の伸びが令和6年度まで続くものとして推計しています。

また、令和7年度以降の各年度末においては、学校種別ごとの加入者数が、それぞれの学齢対象人口に比例して減少していくように推計しています。

○学齢対象人口は国立社会保障・人口問題研究所が平成29年に発表した、日本の将来推計人口の中心〔出生・死亡〕推計に基づいています。

○加入者の約半数を占める大学の加入者数に影響を及ぼすと思われる18歳人口は、令和2年頃まで横ばいその後減少していくと見込まれており、その減少が学年の進行により影響を及ぼすのは令和7年頃になると予測しています。

再計算の結果

今回の再計算では、複数の経済前提のいずれのケースでも、

①経過的職域加算給付にかかる実支出額の現在額は、これを賄うべき財源

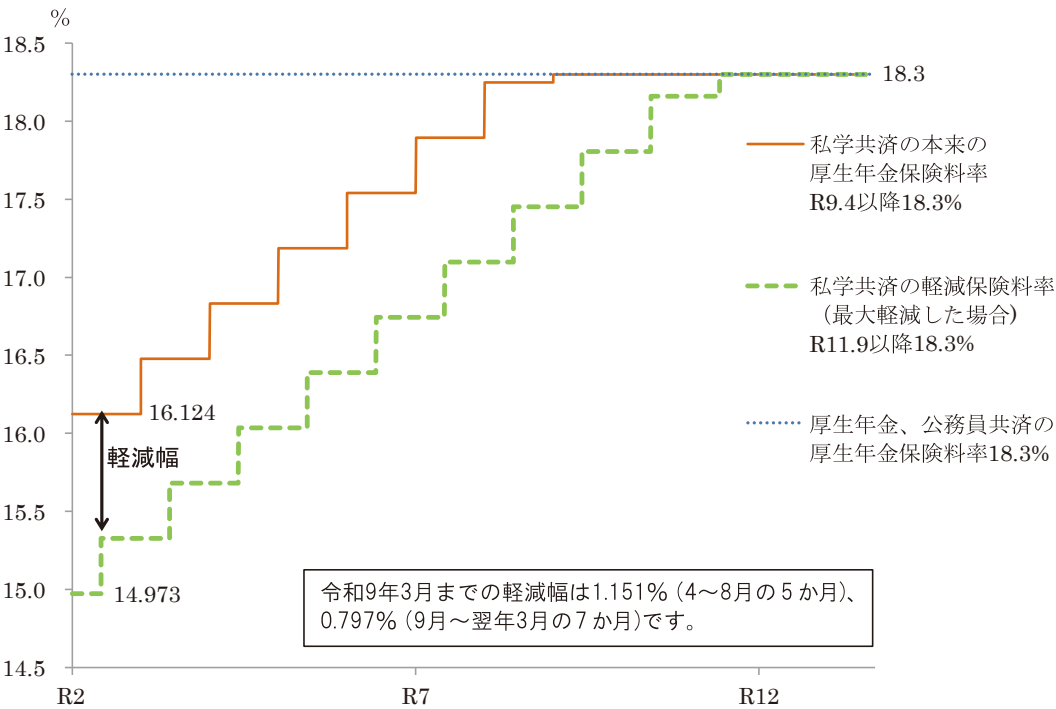
表1 経過職域加算給付にかかる実支出額の見通し (単位：億円)

年 度		ケースⅠ	ケースⅢ	ケースⅤ
令和	西暦	実支出額	実支出額	実支出額
元	2019	360	360	360
2	2020	372	372	372
7	2025	435	424	409
12	2030	514	498	434
17	2035	574	533	445
22	2040	613	542	438
27	2045	632	520	404
32	2050	612	473	350
37	2055	551	400	284
47	2065	350	222	147
57	2075	157	87	53
67	2085	39	19	11
77	2095	3	1	1
87	2105	0	0	0
97	2115	0	0	0
実支出額の現在額		12,103	11,755	11,348

表2 保険料負担軽減額の見通し (単位：％、億円)

年 度		軽減幅 (最大)		保険料負担軽減額 (最大)		
令和	西暦	4～8月	9～翌年3月	ケースⅠ	ケースⅢ	ケースⅤ
元	2019	1.151	0.797	298	298	298
2	2020	1.151	0.797	305	305	305
3	2021	1.151	0.797	312	312	312
4	2022	1.151	0.797	321	321	317
5	2023	1.151	0.797	331	331	322
6	2024	1.151	0.797	342	342	328
7	2025	1.151	0.797	352	352	332
8	2026	1.151	0.797	362	362	334
9	2027	0.849	0.495	263	263	239
10	2028	0.495	0.141	129	129	115
11	2029	0.141	0	29	29	26
保険料負担軽減額 (最大) の現在額				2,801	2,801	2,713

参考 保険料率の状況



である経過職域加算給付積立金（平成30年度末1兆9595億円）を下回ることが確認されたため、経過職域加算給付の支給に支障はありません（表1）。

②その上でさらに保険料を法律上の最大軽減幅で軽減（表2）したとしても、経過職域加算給付積立金から経過職域加算給付にかかる実支出額の現在額を除いた額で、保険料負担軽減額の現在額を賄える見通しです。

なお、令和2年4月からの5年間適用される軽減保険料率については、1月に開催する共済運営委員会で審議される予定です。

本誌に掲載できなかった他の経済前提ケースは、私学共済ホームページ（きょうさいトピックス▼令和元年再計算結果）をご覧ください。

平成30年度 特定健康診査等の実施結果
及び結果データ提出のお願い

福祉部 保健課

平成30年度の実施結果

平成30年度特定健康診査等の実施結果は、表1、2のとおりとなりました。

●特定健康診査実施率

67・7%（加入者及び被扶養者等の合計）

平成29年度に比べ、2・2ポイント上昇しましたが、目標実施率の70%を2・3ポイント下回りました。

●特定保健指導実施率

11・3%（加入者及び被扶養者等の合計）

特定健康診査と同様に、平成29年度に比べ、2・5ポイント上昇しま

したが、目標実施率の12%を0・7ポイント下回りました。

■特定保健指導対象者への受診勧奨

特定健康診査の結果が提出された加入者・被扶養者等に対して、その人の健康状態に即した健康情報冊子「QUPiO Plus（クピオプラス）」（特定健診の結果、特定保健指導が必要な人には「利用券」を同封）を送付（加入者は学校法人等、被扶養者等は自宅宛て）しています。

また、手軽に受けられる学校訪問型や会場型の特定保健指導を実施しています。健康づくりにお役立てください。

令和元年度特定健診等
結果データ提出時のお願い

令和元年度の健診結果データは随時受け付けていますが、提出期限の直前は非常に受付件数が集中します。このため、健診結果データの登録作業等が集中し、「QUPiO Plus」等の発送が遅延する場合があります。健診結果データは健診終了後、速やかに提出してください。

また、健診結果データは、私学事業団の健診結果提出用エクセル形式CSVデータ形式、又は国の定めるXML形式などの電子データで作成していただく、健診データチェック機能（注1）を活用することができます。不備データの解消のために、可能な限り電子データで提出してください。

スチュワードシップ活動
報告を公表します

資産運用部

私学事業団では、資産保有者としての機関投資家として、金融庁が定めた日本版スチュワードシップ・コード（※1）を受け入れ、「スチュワードシップ責任（※2）」を果たすための方針」を公表しています。

方針で定めたとおり、運用受託機関が行なった株主議決権行使状況を含む、令和元年度のスチュワードシップ活動についての報告書を、1月下旬に私学共済ホームページ（年金資産の運用）に掲載しますのでご覧ください。

※1 機関投資家が、受益者（本事業団の場合は加入者）と投資先企業の双方を視野に入れ、「責任ある機関投資家」としてスチュワードシップ責任を果たすに当たり、有用と考えられる諸原則を定めたものです。

※2 投資先の日本企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、受益者（加入者）の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任のことです。

平成30年度特定健康診査等の実施結果

表1 特定健康診査 (単位：人)

区分	a 加入者	b 被扶養者等 (注2)	合計 (a+b)
A 対象者数	302,244	107,557	409,801
B 実施者数	244,816	32,716	277,532
実施率 (B/A)	81.0%	30.4%	67.7%
実施率目標	83%	35%	70%
目標差	△2.0%	△4.6%	△2.3%

表2 特定保健指導 (単位：人)

区分	a 加入者	b 被扶養者等	合計 (a+b)
健診実施者数 A 評価対象者数 (注3)	244,883	32,723	277,606
対象者	B 動機づけ支援 (B/A)	23,833 (9.7%)	2,009 (6.1%) (9.3%)
	C 積極的支援 (C/A)	20,736 (8.5%)	587 (1.8%) (7.7%)
終了者	D 動機づけ支援 終了者数 (D/B)	3,372 (14.1%)	172 (8.6%) (13.7%)
	E 積極的支援 終了者数 (E/C)	1,756 (8.5%)	42 (7.2%) (8.4%)
	終了者数合計 実施率 (D+E)/(B+C)	5,128 (11.5%)	214 (8.2%) (11.3%)
目標等	実施率目標	12.0%	12.0% 12.0%
	目標差	△0.5%	△3.8% △0.7%

注1 詳細は、私学共済ホームページ〔事務担当者用ページ▶福祉事業関係▶私学健康経営支援サイト〕に掲載しています。

注2 被扶養者等には、任意継続加入者を含みます。

注3 健診実施者には、すべての健診は受診できなかったものの階層化（保健指導判定）が可能な対象者も含まれています。

令和元年分の確定申告に使用できる「医療費のお知らせ」を送付します

業務部 短期給付課

加入者に健康保険制度に対する理解と健康に対する関心を高めていただく、医療費の適正化を図ることを目的として、年一回、かかった医療費の総額等を記載した「医療費のお知らせ」を送付しています。

任意継続加入者

親展扱いで届け出住所宛てに送付します。

資格喪失者

元年12月24日（対象者の抽出日）前に退職した加入者の「医療費のお知らせ」は、本人からの申し出により資格喪失者へ送付しますので、左記の問い合わせ先を案内してください。

問い合わせ先

令和2年2月初旬に学校法人等（任意継続加入者は届け出住所宛）に送付しますので、対象者への配付をお願いします。

送付対象者

平成30年11月～令和元年10月に医療機関等を受診した加入者及び被扶養者で、元年12月24日（対象者の抽出日）現在で加入者又は被扶養者である人（任意継続加入者を含みます）

送付先等

「医療費のお知らせ」は加入者と被扶養者を併せて作成しています。

加入者

親展扱いにして所属する学校法人等へ送付しますので、対象の加入者に配付してください。

開設期間
2年2月3日～3月31日
月～金曜日（祝日を除きます）
9時15分～17時15分

注意点

- 「医療費のお知らせ」（原本）は、確定申告の「医療費控除の明細書」として使用できます。紛失しないよう注意してください。
- 対象者にのみ通知します（すべての人に通知されるものではありません）。
- 「医療費のお知らせ」は元年12月までに本事業団で受け付けた診療報酬明細書（平成30年11月～令和元年10月診療分）を基に作成するため、元年11・12月診療分の医療費は記載され

ていませので、当該診療分は、領収書を使用して申告してください。

- 市区町村等の公費助成を受けた等、「医療費のお知らせ」に記載されている金額と実際に支払った自己負担額が一致しない場合があります。確定申告の手続きをする際には、領収書を使用して実際に負担した額に訂正して申告してください。

「医療費のお知らせ」には、本事業団から給付した高額療養費や一部負担金払戻金等の情報が含まれていませんので、「給付金等決定・送金通知書」を参考に申告してください。

- 療養費・柔道整復施療療養費・はり・きゅう・マッサージ等の療養費・治療用器具の療養費等は「医療費のお知らせ」に含まれていませんので、領収書を使用して申告してください。
- 医療機関等による診療報酬明細書の遅れにより「医療費のお知らせ」へ反映できなかった場合は、領収書を使用して申告してください。

- 医療費の増加原因の一つである、医療機関等への重複受診や頻回受診が疑われる場合には、今後、医療費の調査が入ることがあります。
- 私学共済ホームページ（短期給付（健康保険））も併せて確認してください。

- 確定申告（医療費控除）の申告手続きに関しては、国税庁のホームページ等で確認していただくか、お近くの税務署へお問い合わせください。

私学共済ホームページがスマートフォンに対応しました

広報相談センター 広報班

私学共済ホームページは、昨年12月16日からスマートフォンに対応できるようになり、片手での操作に配慮したデザインに一新しました。共済事業に関する情報がより見やすくなりましたので、ぜひ加入者の皆様に周知してください。

私学共済ホームページ（スマートフォン対応版）



加入者向広報「レター」の最新号及びバックナンバーを掲載しています。

私学事業団が運営する全国16か所の宿泊施設をご案内しています。

・ページ内検索
・加入者資格と掛金等
・短期給付（健康保険）
・年金等給付
・福祉事業
が閲覧できます。

割引の契約施設を都道府県や用途に応じて絞り込み検索することができます。

英語版のページです。

令和元年度 第2回 私学共済事務担当者連絡会 2月4日(火)～2月28日(金) 広報相談センター 相談班

私学共済事務担当者連絡会は、事務担当者に、共済事業に関する最新の情報をお知らせすることを目的としています。また、日頃の業務に関する質問等にもお答えしますので、ぜひ出席してください。

●開催日及び会場等

12月分掛金等納付通知書(1月中旬送付)に同封する「開催案内」又は私学共済ホームページ「事務担当者用ページ」お知らせをご覧ください。

●開催時間

13時30分～16時

●開催内容

- 1 令和2年度の掛金等の率
- 2 経過的職域加算給付及び軽減保険料率の見直しに関する令和元年再計算結果(概要)
- 3 標準報酬月額額の算定にかかる報酬の報告内容の点検
- 4 マイナンバー制度における情報連携の本格運用の開始(年金等給付事業)
- 5 マイナンバーカードの取得促進への協力をお願い
- 6 被扶養者認定要件(国内居住要件)の追加
- 7 令和2年度からの広報刊行物
- 8 各業務からのお知らせ

広報相談センター 相談班

(1) 資格関係：資格取得・資格喪失報告書等の事前受付 等

(2) 短期給付関係：海外出産にかかる出産費及び家族出産費を請求する場合の添付書類の追加 等

(3) 年金関係：特別支給の老齢厚生年金の請求勧奨 等

(4) 保健関係：平成30年度特定健康診査・特定保健指導実績報告及び令和元年度実施のお願い 等

(5) 貸付関係：資格喪失時の貸付金償還方法 等

(6) 広報関係：広報刊行物等の配付と活用をお願い 等

(7) 相談関係：共済業務課主催 各種説明会のご案内

●出席カードの記入

連絡会当日は、出席カード(会場で配付するテキストについています)に学校記号番号・学校名を記入していただきますので、必ず事前に確認のうえ出席してください。

●その他

事前に申し込む必要はありません。当日会場に直接お越しください。ご来場につきましては、駐車場がない会場もありますので、公共交通機関等をご利用ください。

海外出産にかかる出産費及び家族出産費を請求する場合の添付書類の追加 業務部 短期給付課

海外での出産にかかる出産費等の不正受給を防止する観点から、令和2年4月1日より海外出産にかかる出産費及び家族出産費を請求する際の添付書類が追加になります。

●請求時に必要な添付書類

請求の際は、「出産費・家族出産費・出産費付加金・家族出産費付加金請求書」に次の書類を添付してください。

① 海外で出産した旨の加入者の口述書(署名・捺印)

② 出産の事実(出生日、出産児数、生死産の区分)が確認できる医師等の証明又は公的機関が出生の事実を証明した書面(原本)

③ ②の書類を和訳したもの(和訳した人の署名・捺印)

④ 渡航確認書類【新たに追加】

パスポート、航空券その他海外に渡航した事実が確認できる書類の写し(出産した人の名前、出産した国への渡航記録が確認できるもの)

⑤ 調査に関わる同意書【新たに追加】

海外出産の事実、内容について保険者が当該海外出産を担当した海外の医療機関等に照会することに関する当該海外出産をした者の同意書

※必要に応じ医療機関に確認する場合があります。

※⑤は、3月中旬以降に私学共済ホームページでダウンロードできます。

退職時の手続きは令和元年12月号に掲載しています

広報相談センター 広報班

「退職時の手続き」は、例年本誌1月号に掲載していますが、今年度は令和元年12月号に掲載しています。掲載内容は、加入者が退職する際に必要となる、私学共済制度に関する手続き等のご案内です。

また、「退職者向けリーフレット」を本誌に同封しましたので、併せて活用してください。リーフレットは、私学共済ホームページ「事務担当者用ページ」及び「加入者用ページ」にも掲載しています。

退職者向けリーフレット

私学共済制度の手続き 令和2年1月発行

退職される皆さんへ 退職者向けリーフレット

学校等を退職される際に、加入者の皆さんが本人で行う私学共済制度や他の社会保険制度の手続き及び退職後の給付について、ご案内します。詳しくは、加入者向け広報(共済だより レター)11月号をご覧ください。4ページの相談窓口にお問い合わせください。

それぞれの手続きが済みましたら、項目ごとに「確認済」にチェックを入れて漏れないようにしましょう。

退職後の健康保険の手続き 確認済 ☐

退職後、再就職しない場合に入社できる健康保険制度は次のとおりです。

種類	私学共済制度の 任意継続加入者	国民健康保険制度	健康保険(共済組合)制度 の被扶養者
手続き	退職の日から退職後1年以内(1年以上加入者や本人(遺族)の任意継続加入者(遺族)は含みません)は、任意継続を希望して退職後1年以内に学校等に届け出を行い、被扶養者(遺族)は、任意継続を希望して退職後1年以内に学校等に届け出を行い、被扶養者(遺族)は、任意継続を希望して退職後1年以内に学校等に届け出を行います。	任意継続を希望して退職後1年以内に学校等に届け出を行い、被扶養者(遺族)は、任意継続を希望して退職後1年以内に学校等に届け出を行います。	任意継続を希望して退職後1年以内に学校等に届け出を行い、被扶養者(遺族)は、任意継続を希望して退職後1年以内に学校等に届け出を行います。
保険料	退職後の所得金額等により計算(任意継続により異なります)	任意継続	任意継続

退職後の健康保険に加入しても原則3割負担です。

●70歳以上の人は所得金額等(標準報酬月額)により負担割合が異なります。

●国保に加入した場合は、国保に加入した日から1年間は国保に加入したことになります。

私学事業団は、加入者及びその被扶養者のご理解とご協力のもと、マイナンバーカードの取得促進に向けた周知やフォローアップに取り組んでいます。加入者及び被扶養者の皆様には、積極的なマイナンバーカードの取得をお願いします。

これからは手放せない! マイナンバーカード

おもて面にあなたの
顔写真入り!
「身分証明書」
として使えるよ!



< おもて面 >



< うら面 >

うら面のICチップに
あなた本人である
ことを証明する、
「電子証明書」
が入っているよ!



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

くらしを便利に! マイナンバーカード!



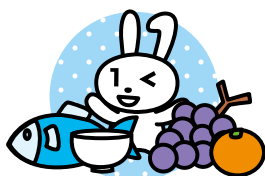
身分証明書 になる!

ライブ会場の入場、
携帯の契約、会員登録
などに使える!



各種証明書をコンビニ で取得できる!

全国のコンビニで、住民票の
写しや課税証明書などが取得
できる!
※市区町村によってサービス内容が異なります。
※毎日6:30~23:00までとなります。



ポイントで 買い物ができる!

2020年度
実施予定!

地域の商店やオンラインで
お買い物に使える!



健康保険証 として使える!

2021年3月(予定)からスタート!
ピッとかざすだけでOK!
とっても便利に!

スマホ・パソコンでラクラク!

- ・オンラインで確定申告ができる。
- ・子育てをはじめとする行政手続きができる。
- ・健診結果や医療費が確認できる(予定)。



マイナンバーについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

マイ ナン バー

平日 9時30分~20時00分
土日祝 9時30分~17時30分(年末年始を除く)

紛失・盗難によるマイナンバーカードの
一時利用停止については24時間365日受付

■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

通知カード、マイナンバーカード
050-3818-1250

その他のお問合せ
050-3816-9405

■英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル

This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について
Inquiries about My Number System
0120-0178-26

通知カード、マイナンバーカード
Inquiries about Notification Card and My Number Card
0120-0178-27

マイナンバーカードの
申請方法はこちら



<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>



内閣府



総務省

共済業務

共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が
確認できるものをお手元にご用意ください。

確定申告用の書類を送付します

1 住宅貸付の借受者

令和元年に住宅貸付を借り受けた人や、元年中に自己の居住の用に供した人の「住宅取得資金にかかる借入金の年末残高証明書」を、1月中旬に学校法人等宛てに送付します。残高証明書は、確定申告により住宅借入金等特別控除を受けるために必要となります。

なお、残高証明書は「工事等完了届(様式第8号)」の提出がないと発行されませんので、未提出の場合は速やかに提出してください。

※平成30年以前から住宅貸付を借り受け、自己の居住の用に供していた借受者の残高証明書は、年末調整用として、令和元年10月17日に学校法人等宛てに発送しました。また、年末調整用の残高証明書を発行した後に、任意償還等により年末残高や償還回数に異動が生じた人には、異動後の残高証明書を1月中旬に学校法人等宛てに送付します。

【福祉部 貸付課】

2 任意継続加入者

元年10月18日までに任意継続掛金の納付が確認された人には、「令和元年分任意継続掛金納付証明書」を10月29日に発送しました。10月19日以降に初めて当該年分の掛金納付が確認された人には、「納付証明書」を1月下旬に送付します。

【業務部 掛金課】

3 年金受給権者

老齢・退職の年金は所得税法上、課税の対象となります。これらの年金を受給している人には、「令和1年分公的年金等の源泉徴収票」を年金者向広報「共済だより」第66号に同封して1月中旬に送付します。

なお、在職中などで元年中に年金の支払いがなかった人には送付しません。

【年金部 年金第二課】

住宅貸付の申し込みの際には
団体信用生命保険の加入をお勧めします

団体信用生命保険は、住宅貸付を借り受けている加入者が償還中に死亡又は高度障害になった場合、生命保険会社が本人に代わって貸付金残高を支払う制度(任意加入)です。安心してマイホームに住み続けるために、住宅貸付を申し込む際にはぜひ加入してください。

【福祉部 貸付課】

「給付金等送金記録のお知らせ」を送付します

令和元年7～12月までに学校法人等へ送金した短期給付金等の内容を記載した「給付金等送金記録のお知らせ」を1月下旬に加入者住所宛てに送付します。

【業務部 短期給付課】

口座送金・口座振替にご協力ください

払出証書で給付金等を受け取っている学校法人等は、給付金等の受け取りを確実にするため、「短期給付金・貸付金・積立貯金受取金融機関口座等申出書^{DL}」により、金融機関の預金口座への送金に変更をお願いします。

また、掛金等及び貸付償還金を払込取扱票(払込通知票)により納付している学校法人等は、「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」により、指定口座からの自動引き落としができる便利な預金口座振替を利用してください。

これにより、学校法人等の換金・納付の事務負担が軽減されますのでご協力をお願いします。

【財務部 経理第二課】

1月の共済業務スケジュール

6日(月)	掛金等 11月分納期限 貸付 送金 貸付 12月分定期償還期限
10日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(水)	貸付 2月3日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(月)	貯金 送金
22日(水)	貸付 送金
24日(金)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り 共済定期保険 口座・住所変更申出締め切り
28日(火)	掛金等 12月分掛金等口座振替(自振校のみ) 貸付 1月分定期償還口座振替(自振校のみ)
31日(金)	掛金等 12月分納期限 貸付 2月25日送金申し込み締め切り

2月の共済業務スケジュール

3日(月)	貸付 送金
6日(木)	貸付 1月分定期償還期限
10日(月)	貯金 払込期限(必着)
14日(金)	貸付 3月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

INFORMATION

(「月報私学」はホームページにも掲載しています)

助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

「若手・女性研究者奨励金」へのご支援のお願い

私学事業団では、「若手・女性研究者奨励金」への寄付金募集に取り組んでいます。

「若手・女性研究者奨励金」とは、私立大学等に在籍する若手研究者や女性研究者が自ら取り組む研究について、研究機会の創設を図るための研究奨励金であり、わが国の未来を担う多様な人財を育成する観点から、これまでの研究実績等に関わらず、特色あるチャレンジングな研究を支援することを目的としています。

本事業団では、本奨励金の趣旨にご賛同くださる皆様からの寄付をお願いしています。

また、寄付金募集の一環として、売り上げの一部が若手・女性研究者奨励金への寄付となる「若手・女性研究者奨励金寄付金付き自動販売機」の設置につきましても皆様のご協力をお願いしています。

私立大学等が取り組む多様で特色ある教育研究の発展に資するため、「若手・女性研究者奨励金」に対する皆様からのご支援をどうぞよろしくお願い申し上げます。

※私学事業団ホームページ[助成業務のご案内▶寄付金]に若手・女性研究者奨励金の詳細について掲載していますので、ぜひご覧ください。

～その1本が未来をつくる～



【助成部 寄付金課】

☎03(3230)7316

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

令和元年度版『今日の私学財政（大学・短期大学編）』を送付しました

平成31年度学校法人基礎調査にご協力いただいた大学・短期大学を設置する学校法人に、令和元年度版『今日の私学財政（大学・短期大学編）』（CD-ROM）を12月末に送付しました。

財務分析など学校経営の参考としてご活用ください。

「私学情報資料室」のご案内

私学事業団九段事務所1階の「私学情報資料室」では大学・短期大学法人の規程集などを学校法人のご協力により収集し、経営相談業務に活用させていただいています。

また、各学校法人の相互利用の観点から、規程の改正などの参考として学校法人の役職員を対象に閲覧に供していますので、ご活用ください。

会計処理等のご質問・ご相談を承っています

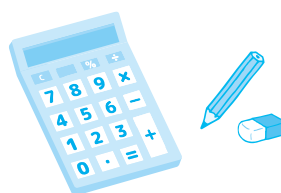
私学経営情報センターでは、会計処理をはじめ、私学経営全般にわたる事項についてご質問・ご相談を承っています。ぜひご利用ください。

また、お寄せいただいたご質問のうち、お問い合わせの多かったもの等については「経営実務Q&A(本誌令和元年12月号)」等に取りまとめております。その他のご質問につきましても、私学事業団ホームページ[助成業務のご案内▶経営支援・情報提供▶学校法人会計Q&A]に掲載していますので、会計業務における参考としてご覧ください。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7846～7848

Eメール center@shigaku.go.jp



宿泊施設のご案内



加入者の予約は公式ホームページ
予約が断然お得です！

葉山 相 洋 閣

〒240-0116 神奈川県三浦郡葉山町下山口240-1
☎046(875)7300 JR「逗子」駅からバスで「長者ヶ崎」下車、徒歩約3分

冬のお得なプラン

空気が澄み切ったこの季節は、相模湾から望む富士山を最も雄大に見ることができます。青く美しい葉山海岸の散策を楽しんでみてはいかがでしょうか。

1泊2食（2名1室／1名様）9,000円～

取扱期間：令和2年1月6日～3月10日

※1名1室利用の場合は、1泊につき1,000円の割増となります。



葉山から望む富士山

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT



京都カーテンパレス

〒602-0912 京都市上京区烏丸通り下長者町上ル龍前町605番地
☎075(411)0111(代表) JR「京都」駅から地下鉄烏丸線「丸太町」駅下車、徒歩約8分 <https://www.hotelgp-kyoto.com/>

冬の四季彩プラン

夕食を「京おばんざい会席」、「京会席」、「フレンチコース」からお選びいただけます。趣ある冬の京都でゆったりと食事をしませんか。

1泊2食

スタンダードツイン（2名1室／1名様）11,500円～

スタンダードシングル（1名1室／1名様）12,000円～

取扱期間：通年（年末年始を除きます）

※上記料金は3月14日までの料金です。3月15日以降の料金はお問い合わせください。

※夕食は追加料金（2,000円、5,000円）でグレードアップができます（京おばんざい会席を除きます）。

※別途、200円の京都市宿泊税が必要になります。



京おばんざい会席(イメージ)



フレンチコース(イメージ)

融資事業のご案内

詳細は私学事業団ホームページをご覧ください
https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

災害復旧事業に対する融資制度について

私学事業団では、被災された学校法人等の円滑かつ迅速な復旧のための支援策として、災害復旧事業に対する低利融資制度を設けています。

校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入など、一般の融資金利は以下のとおりです。施設設備の整備の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

◆ 融資条件（令和元年12月現在）

融資費目	対象となる事業	返済期間 (据置年数含む)	融資金利
災害復旧費 (特別災害)	激甚災害に指定され、国から補助金の交付を受ける災害復旧事業（施設・設備等の原形復旧）	25年以内	年% 0.20
災害復旧費 (一般災害)	特別災害以外の災害復旧事業（施設・設備等の原形復旧）	20年以内	0.20
教育環境整備費 (災害復旧経営資金)	激甚災害（本激）により被災し、被害の程度の著しい学校法人の円滑かつ迅速な復旧のため、緊急に必要な資金	7年以内	0.001

※本事業団の借入金の償還金（利息、延滞金を含みます）を滞納している法人、紛争、法令違反などの状態にある法人等は、原則として対象とはなりません。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部融資課 ☎03(3230)7862～7868
Eメール yushi@shigaku.go.jp

■ 主な事業と融資金利（令和元年12月現在）

主な事業内容	返済期間（据置年数含む）			
	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内
校（園）舎などの建築・用地取得	0.70	0.50	0.304	年% 0.403
寄宿舎などの建築・用地取得	0.80	0.60	0.404	—
園バスや備品などの購入	—	—	0.304	(5.5年以内) 0.303

※返済期間が30年以内（21年以上）の融資は、1貸付契約当たりの融資額が10億円以上の場合にご利用いただけます。また、木造建築については、対象なりません。

※金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。